

金沢 カッコいい女子の会会則

(名称)

第1条 この会は、金沢 カッコいい女子の会と称する。

(目的)

第2条 現在日本では、働き方改革、女性活躍、人づくり革命、地域創生など、社会の在り方等の改革が叫ばれている。その反面、女性たちは、「家事」「子育て」「介護」「管理職」の新4Kともいえる重圧に直面している。

私達は、女性として、社会人としてこのような日本の現状をチャンスと捉え、このプロジェクト活動、勉強会を通して、一人一人が豊かで幸せな人生づくりのために大きな夢を持って果敢にチャレンジできる地域社会の形成と、教育と企業の環境づくりの支援に取り組む。

そして、しなやかに「カッコよく」生きることを、伝統と新しさの融合するここ金沢で共に考え、「カッコよく」生きるとは何かを、発信する。

(活動・事業の種類)

第3条 この会は、前条の目的を達成するためにプロジェクト活動を行い次の事業を実施する。

- (1)各種勉強会の開催
- (2)情報交換、アンケート実施・取りまとめ、情報発信
- (3)その他会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第4条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1)この会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡したとき。

3 下記に定める事由に該当した場合には、会長は、会員を強制的に退会させることができる。

- (1)本会規約に違反したとき。
- (2)公序良俗に違反し、反社会的な行動を行ったとき。
- (3)半年以上連絡が取れないとき

(4)上記のほか、会の運営上好ましくない者と会長及び副会長が認めるとき

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 1名、事務局長 1名、運営委員若干名

(役員を選出)

第8条 会長・副会長は、総会において選出する。

2 会長および副会長は、会員の互選とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理する。

(顧問及び参与)

第11条 本会に、特別顧問、顧問及び参与をおくことができる。

2 特別顧問、顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(役員会)

第12条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(支部設立)

第13条 国内外での支部の設立については、その都度別途協議する。名称については、カッコいい女子の会〇〇支部とする。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附則

本会則は、平成29年10月2日より施行する。